

委員会提出議案第3号

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり、桑名市議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

平成29年10月4日 提出

提出者 教育福祉委員会委員長 愛 敬 重 之

教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算拡充を求める意見書

平成29年、「義務標準法」が改正され、小中学校等における「障害に応じた特別の指導」や「日本語能力に課題のある児童生徒への指導」のための教職員の基礎定数が新設された。

しかしながら、少人数学級によるきめ細やかで質の高い教育を実現するための学級編成については、平成23年に小学校1年生の学級編成の標準が40人から35人に引き下げられた以降は法改正による引き下げは行われていない。我が国の1クラス当たりの児童・生徒数は小学校・中学校ともに経済協力開発機構（OECD）の加盟国平均を大きく上回っている。

また、近年では複雑化・多様化する教育諸課題が教職員に集中することが問題視されており、平成28年度の文部科学省「教員勤務実態調査」によれば、1週間当たりの学内総勤務時間（平均）は、10年前と比較して小学校教諭で4時間9分、中学校教諭で5時間12分の増加が示され、小学校で33.5%、中学校で57.7%の教員が厚生労働省の示す「過労死ライン」を超える結果となっている。教育再生実行会議の第10次提言においても「教育の質の向上や様々な教育課題への対応が求められる中、教師の長時間勤務に支えられている状況は既に限界」に達していると指摘されている。

このような中、教育予算を拡充し、教職員定数の充実も含めた教育条件の整備を進めていくことが、山積する教育課題の解決を図り、子どもたち一人ひとりを大切に、子どもたちの豊かな学びを保障することに繋がると考える。

よって、国において、教職員定数改善計画の策定・実施と教育予算の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月4日

桑名市議会

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
文部科学大臣 様